

第3章

環境基準・規制基準など

大気汚染の防止に関する達成目標値

ばい煙発生施設の K 値による規制

$q = K \times 10^{-3} H_e^2$ により算出した量

q とは、硫黄酸化物の量 (m³/時)

K とは、法施行規則第 3 条及び県条例施行規則第 9 条で定められた値 (一宮市では 9.0)

H_e とは、補正された排出口の高さ (m)

$H_e = H_0 + 0.65 (H_m + H_t)$

$$H_m = \frac{0.795 (Q \cdot V)^{1/2}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) (2.30 \log J + 1/J - 1)$$

$$J = 1 / (Q \cdot V)^{1/2} \{ 1460 - 296 \times V / (T - 288) \} + 1$$

H_0 とは、排出口の実高さ (m)

Q とは、15℃における排出ガス量 (m³/秒)

V とは、排出ガスの排出速度 (m/秒)

T とは、排出ガスの温度 (絶対温度)

水質汚濁の基準

生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア BOD 等に関する類型

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境 保全及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU/ 100 mL 以下
A	水道2級、水産1 級、水浴及びB以下 の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/ 100 mL 以下
B	水道3級、水産2級 及びC以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU/ 100 mL 以下
C	水産3級、業用水1 級及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業 用水及びEの欄に掲 げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと。	2 mg/L 以上	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 4 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100 CFU/100 mL 以下とする。
- 5 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 6 大腸菌数に用いる単位は、CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100 mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

（注）

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、 β —中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ 水生生物の保全に係る類型

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（養殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特B	生物A又生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（養殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下
備考 1 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）				

※表 5-4 (p. 37) 中のノニルフェノールの単位は、 μ g/L で示している。1 μ g/L = 0.001 mg/L となる。

人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下

項目	基準値
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、規定の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。	

環境省令で定める一律排水基準

健 康 項 目

有 害 物 質 の 種 類	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L
シアン化合物	1 mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.2 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L

有 害 物 質 の 種 類	許 容 限 度
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg/L 海域 230 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L 海域 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L（注）
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
備 考	
「検出されないこと」とは、規定の方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	

（注）アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

生活環境項目

生 活 環 境 項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8～8.6 海域 5.0～9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
浮遊物質 (SS)	200 mg/L (日間平均 150 mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3000 個/cm ³
窒素含有量	120 mg/L (日間平均 60 mg/L)

燐含有量	16 mg/L (日間平均 8 mg/L)
大腸菌数	日間平均 800 CFU/mL
備 考 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50 m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。 3 生物化学的酸素要求量 (BOD) についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量 (COD) についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。 4 窒素含有量、燐含有量についての排出基準は、窒素又は燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼、及び海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。	

土壌汚染の基準

環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること。
砒素	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。

項 目	環 境 上 の 条 件
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004 mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1 mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04 mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1, 4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること。

備 考

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては、規定の方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.003 mg、0.01 mg、0.05 mg、0.01 mg、0.0005 mg、0.01 mg、0.8 mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.009 mg、0.03 mg、0.15 mg、0.03 mg、0.0015 mg、0.03 mg、2.4 mg 及び 3 mg とする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、規定の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

指定基準 (1/2)

特定有害物質の種類	土壌溶出量基準	土壌含有量基準
クロロエチレン	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。	-
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。	-
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004 mg 以下であること。	-
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1 mg 以下であること。	-
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04 mg 以下であること。	-
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。	-
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。	-
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。	-
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。	-
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。	-
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。	-
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。	-
カドミウム及びその化合物	検液 1 L につきカドミウム 0.003 mg 以下であること。	土壌 1 kg につきカドミウム 45 mg 以下であること。

指定基準 (2/2)

特定有害物質の種類	土壌溶出量基準	土壌含有量基準
六価クロム化合物	検液 1 L につき六価クロム 0.05 mg 以下であること。	土壌 1kg につき六価クロム 250 mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	土壌 1kg につき遊離シアン 50 mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1 L につき水銀 0.0005 mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。	土壌 1kg につき水銀 15 mg 以下であること。
セレン及びその化合物	検液 1 L につきセレン 0.01 mg 以下であること。	土壌 1kg につきセレン 150 mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1 L につき鉛 0.01 mg 以下であること。	土壌 1kg につき鉛 150 mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1 L につき砒素 0.01 mg 以下であること。	土壌 1kg につき砒素 150 mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1 L につきふっ素 0.8 mg 以下であること。	土壌 1kg につきふっ素 4000 mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1 L につきほう素 1 mg 以下であること。	土壌 1kg につきほう素 4000 mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であること。	-
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。	-
チウラム	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。	-
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	-
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。	-

騒音・振動の基準

環境基準・要請限度（自動車騒音・道路交通振動）

自動車騒音

1 環境基準

地域の類型		時間の区分	昼 間	夜 間
			6：00 ～ 22：00	22：00 ～ 翌6：00
1	AA		50 dB 以下	40 dB 以下
2	A 及び B		55 dB 以下	45 dB 以下
3	C		60 dB 以下	50 dB 以下

備考 地域の区分

- AA 地域
- 該当なし
- A 地域
- 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域
- B 地域
- 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域
- C 地域
- 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分		時間の区分	昼 間	夜 間
			6 : 00 ～ 22 : 00	22 : 00 ～ 翌 6 : 00
1	A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域		60 dB 以下	55 dB 以下
2	B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域		65 dB 以下	60 dB 以下

備考

車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間（6 : 00 ～ 22 : 00）	夜間（22 : 00 ～ 翌 6 : 00）
70 dB 以下	65 dB 以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 dB 以下、夜間にあっては 40 dB 以下）によることができる。	

(1) 測定方法等

1 の環境基準の基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。

ア 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。

この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。

イ 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。

ウ 評価の時期は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。

エ 騒音の測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を用いることとする。

オ 騒音の測定に関する方法は、原則として日本産業規格 Z8731 による。ただし、時間の区分ごとに全時間を通じて連続して測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することができる。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避けうる位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。

なお、著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。

(2) 評価方法等

環境基準の達成状況の地域としての評価は、次の方法により行うものとする。

ア 道路に面する地域以外の地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価するものとする。

イ 道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち1の環境基準の基準値

を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価するものとする。

2 要請限度

時間の区分 区域の区分		昼 間	夜 間
		6 : 00 ~ 22 : 00	22 : 00 ~ 翌 6 : 00
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線以上の車線を有する道路に面する区域	65 dB	55 dB
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB	65 dB
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 dB	70 dB

備考 区域の区分

第 a 区域 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

第 b 区域 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域

第 c 区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例

昼間（6 : 00 ~ 22 : 00）	夜間（22 : 00 ~ 翌 6 : 00）
75 dB	70 dB

注 1 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上市町村道をいう

注 2 近接する区域とは、2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地境界線から 15 メートル、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地境界線から 20 メートルまでの範囲をいう。

(1) 測定方法等

ア 騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。

イ 騒音の測定は、道路に接して住居、病院、学校等の用に供される建築物（以下「住居等」という。）が存している場合には道路の敷地の境界線において行い、道路に沿って住居等以外の用途の土地利用が行われているため道路から距離において住居等が存している場合には住居等に到達する騒音の大きさを測定できる地点において行うものとする。これらの場合において、測定を行う高さは、当該地点の鉛直方向において生活環境の保全上騒音が最も問題となる位置とする。

ウ 騒音の測定は、当該道路のうち原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、連続する 7 日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる 3 日間について行うものとする。

エ 騒音の評価手法は、等価騒音（ L_{Aeq} ）レベルによるものとする。

オ 騒音の測定方法は、原則として、日本産業規格 Z8731 に定める騒音レベルの測定方法によるものとし、建築物による無視できない反射の影響を避けうる位置で測定するものとする。ただし、建築物と道路との間（道路の敷地の境界線を含む。）の地点において測定を行い、当該建築物による無視できない反射の影響を避けることができない場合において、当該影響を勘案し実測値を補正するなど適切な措置を講ずるときは、この限りでない。

カ 自動車騒音以外の騒音又は当該道路以外の道路に係る自動車騒音による影響があると認められる場合は、これらの影響を勘案し実測値を補正するものとする。

キ 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに 3 日間の原則として全時間を通じてエネルギー平均した値とする。

道路交通振動

1 要請限度

時間の区分 区域の区分		昼 間	夜 間
		7 : 00 ~ 20 : 00	20 : 00 ~ 翌 7:00
1	第 1 種 区 域	65 dB	60 dB
2	第 2 種 区 域	70 dB	65 dB

備考 区域の区分

第 1 種区域 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域

第 2 種区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域

(1) 測定方法等

ア 振動の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。

イ 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

ウ 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる 1 日について、昼間及び夜間の区分ごとに 1 時間当たり 1 回以上の測定を 4 時間以上行うものとする。

エ 振動の測定方法は、次のとおりとする。

(ア) 振動ピックアップの設置場所は次のとおりとする。

- a 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
- b 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所
- c 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所

(イ) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で、当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が 10 dB 未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに、同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

指示値の差	3 dB	4 dB	5 dB	6 dB	7 dB	8 dB	9 dB
補正値	3 dB	2 dB		1 dB			

オ 振動レベルは、5 秒間隔・100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80%レンジの上端の数値（L10）を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

環境基準（一般騒音）

地域の区分及び類型		道路に面する地域以外の地域				道路に面する地域		
								特例
		AA	A	B	C	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	幹線交通を担う道路に近接する空間
基準値	昼間	50 dB以下	55 dB以下	55 dB以下	60 dB以下	60 dB以下	65 dB以下	70 dB以下 ＊45 dB以下
	夜間	40 dB以下	45 dB以下	45 dB以下	50 dB以下	55 dB以下	60 dB以下	65 dB以下 ＊40 dB以下
該当地域		該当なし	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域			
達成期間		環境基準の施行後直ちに達成され、又は維持されるよう努めるものとする。				既設の道路に面する地域については、環境基準の施行後10年以内を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。 ただし、幹線交通を担う道路に面する地域であって、道路交通量が多くその達成が著しく困難な地域については、10年を超える期間で可及的速やかに達成されるように努めるものとする。 道路に面する地域以外の地域が、環境基準が施行された日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては上記にかかわらず当該道路の供用後直ちに達成され又は維持されるよう努めるものとする。		

備考	1 地域の類型
	AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A：専ら住居の用に供される地域 B：主として住居の用に供される地域 C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域
	2 時間の区分
	昼間：午前6時から午後10時まで 夜間：午後10時から翌日の午前6時まで
	3 ＊は屋内へ透過する騒音に係る基準（個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、この基準によることができる。）
	4 この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。
	5 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。 ・高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間） ・一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

- 〔新たな環境基準について〕
平成10年9月に騒音に係る新たな環境基準が環境庁から告示され、平成11年4月に施行された。新たな環境基準の主なポイントは次のとおりである。
- ① 騒音の評価手法が、これまでの騒音レベルの中央値（L50）から、等価騒音レベル（LAeq）に変更された。
等価騒音レベル（LAeq）は変動する騒音のレベルのエネルギー的な平均値のことで、住民反応との対応が良好で、国際的にも広く採用されている。
 - ② 環境基準の達成状況の地域としての評価は、次の方法により行うこととされた。
 - ・道路に面する地域以外の地域
原則として、一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価
 - ・道路に面する地域
原則として、一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価
 - ③ 道路に面する地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として別に基準値が定められるとともに、屋内へ透過する騒音に係る基準値が示された。

環境基準（航空機騒音）

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

環境基準

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県が指定する。Ⅰをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、Ⅱをあてはめる地域はⅠ以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

1 県営名古屋空港・岐阜飛行場の航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値 (Lden)	該 当 地 域	
Ⅰ	57 dB 以下	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域	1 県営名古屋空港（愛知県西春日井郡豊山町豊場）の位置を示す標点（北緯 35 度 15 分 06 秒、東経 136 度 55 分 39 秒）から滑走路延長方向に延ばした直線（以下「名古屋中心線」という。）と直角方向に東方 5 km、西方 4 km の点を通る名古屋中心線との平行線、標点から名古屋中心線上に南方へ 18 km の点を通る名古屋中心線との垂線及び愛知、岐阜両県の県境によって囲まれる地域。ただし、県営名古屋空港の敷地並びに河川区域及び工業専用地域を除く。 2 岐阜飛行場（岐阜県各務原市那加町）の位置を示す標点（北緯 35 度 23 分 28 秒、東経 136 度 52 分 21 秒）から滑走路延長方向に延ばした直線（以下「岐阜中心線」という。）と直角方向に南方 6 km、北方 1 km の点を通る岐阜中心線との平行線、標点から岐阜中心線上に東方へ 13 km の点を通る岐阜中心線との垂線及び名古屋中心線と直角方向に東方へ 5 km の点を通る名古屋中心線との平行線によって囲まれる愛知県内の地域。ただし、河川区域及び工業専用地域を除く。
Ⅱ	62 dB 以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	

2 中部国際空港の航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値 (Lden)	該当地域
I	57 dB 以下	常滑市、弥富市、飛島村、南知多町及び美浜町の区域。 ただし、空港島の区域、河川区域及び工業専用地域を除く。

達成期間

環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。

この場合において、達成期間が5年を超える地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分			達成期間	改善目標
新設飛行場			直ちに	
既 設 飛 行 場	第 3 種空港及びこれに準ずるもの			
	第 2 種空港 (福岡空港は除く。)	A	5 年以内	5 年以内に 70 dB 未満とすること又は 70 dB 以上の地域において屋内で 50 dB 以下とすること。
		B 名古屋空港はここに該当	10 年以内	
	成田国際空港			
	第 1 種空港（成田国際空港を除く。）及び福岡空港		10 年を超える期間内に可及的速やかに	1. 5 年以内に 70 dB 未満とすること又は 70 dB 以上の地域において屋内で 50 dB 以下とすること。 2. 10 年以内に 62 dB 未満とすること又は 62 dB 以上の地域において屋内で 47 dB 以下とすること。

備 考

1. 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
2. 第2種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。
3. 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。

環境基準（新幹線鉄道騒音）

1 地域の類型ごとの基準値

地域の類型	用途地域	基準値
I	・第1種低層住居専用地域 ・第2種低層住居専用地域 ・第1種中高層住居専用地域 ・第2種中高層住居専用地域 ・第1種住居地域 ・第2種住居地域 ・準住居地域 ・都市計画区域で用途地域の定められていない地域	70dB 以下
II	・近隣商業地域 ・商業地域 ・準工業地域 ・工業地域	75dB 以下

2 基準値の測定・評価方法

- （1） 測定は、新幹線鉄道の上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する 20 本の列車について、当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを読み取って行うものとする。
- （2） 測定は、屋外において原則として地上 1.2m の高さで行うものとし、その測定点としては、当該地域の新幹線鉄道騒音を代表すると認められる地点のほか新幹線鉄道騒音が問題となる地点を選定するものとする。
- （3） 評価は、アのピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均して行うものとする。

工場・事業場の規制基準

時 間 区 分 地 域 区 分	騒音の規制基準			振動の規制基準	
	昼 間	朝 ・ 夕	夜 間	昼 間	夜 間
	8 : 00 ～ 19 : 00	6 : 00 ～ 8 : 00 19 : 00 ～ 22 : 00	22 : 00 ～ 翌6 : 00	7 : 00 ～ 20 : 00	20 : 00 ～ 翌7 : 00
第 1 種 低 層 住 居 専 用 地 域	dB	dB	dB	dB	dB
第 2 種 低 層 住 居 専 用 地 域					
第 1 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	45	40	40	60	55
第 2 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域					
第 1 種 住 居 地 域					
第 2 種 住 居 地 域	50	45	40	65	55
準 住 居 地 域					
都市計画区域で用途地域の定められていない地域	60	55	50	65	60
近 隣 商 業 地 域					
商 業 地 域	65	60	50	65	60
準 工 業 地 域					
工 業 地 域	70	65	60	70	65
工 業 専 用 地 域	75	75	70	75	70

I 騒音関係では、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域内、振動関係では、工業地域及び工業専用地域内の学校、保育所、病院・診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲50 mの範囲内の基準は上の表の値から5 dBを減じた値とする。

II 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域に接する工業地域及び工業専用地域の境界線から内側50 m範囲内の基準は上の表の値から5 dBを減じた値とする。

建設作業の規制基準

特定建設作業 規制の種類 地域の区分	騒音	振動
	1. くい打機等を使用する作業 2. びょう打機を使用する作業 3. さく岩機を使用する作業 4. 空気圧縮機を使用する作業 5. コンクリートプラント等を設けて行う作業 6. バックホウを使用する作業 7. トラクターショベルを使用する作業 8. ブルドーザーを使用する作業 9. 鉄筋コンクリート造等の建造物を解体・破壊する作業 10. コンクリートミキサー等を用いる作業 11. コンクリートカッターを使用する作業 12. ブルドーザー・バックホウ等を用いる作業 13. ロードローラー等を用いる作業	1. くい打機等を使用する作業 2. 鋼球を使用して構築物等を破壊する作業 3. 舗装版破砕機を使用する作業 4. ブレーカーを使用する作業
基準値	①②③ 85 dB	75 dB
作業時間	①	午後7時～午前7時の時間内でないこと
	②	午後10時～午前6時の時間内でないこと
*1日あたりの作業時間	①	10時間を超えないこと
	②	14時間を超えないこと
作業期間	①②③	連続6日を超えないこと
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと

(注) 1 基準値は、騒音特定建設作業及び振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

2 基準値を超えている場合、騒音及び振動の防止の方法の改善のみならず、1日の作業時間を＊欄に定める時間未満 4 時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる

3 ①地域：ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域及び都市計画区域以外の地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校、保育所、病院・診療所（患者 の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲80 mの区域

②地域：工業地域（①地域のイの区域を除く。）

③地域：工業専用地域（①地域のイの区域を除く。）

地盤沈下（地下水揚水）の基準

県民の生活環境の保全等に関する条例		
経過		1974年9月30日 揚水規制
		1976年4月1日 区域拡大
規制地域 (工業用水法の 指定地域を除く)		第1規制区域 (稲沢市以南) 第2規制区域 (一宮市等) 第3規制区域 (春日井市等)
規制内容	適用業種	一般家庭を除く全用途
	揚水設備の 許可基準	ストレーナーの位置 . . . 10 m以浅であること 吐出口の断面積 . . . 19 cm ² 以下であること 原動機の定格出力 . . . 2.2 kw以下であること 一日の総揚水量 . . . 350 m ³ 以下であること
	既設の経過措置	みなし許可。ただし一日あたり350 m ³ をこえるもので工業用、建築物用、温泉用、鉱業用、工業用水道事業用は、第1規制区域では1976年1月1日以後、第2規制区域では1977年4月1日以後総揚水量を20%削減
	その他	吐出口の断面積19 cm ² をこえるものは、水量測定機器設置、揚水量報告義務

工業用水法（昭和31年法律第146号）		
経過		1984年7月5日 地域指定
規制地域		名古屋市の一部及び尾張西部11市町村 (一宮市を含む)
規制内容	適用業種	工業用途
	井戸の許可基準	ストレーナーの位置 . . . 10 m以浅又は2,000 m以深であること 吐出口の断面積 . . . 19 cm ² 以下であること

悪臭の基準

規制基準（臭気指数）	第 1 種地域	第 2 種地域	第 3 種地域
1 号基準（敷地境界線上の規制基準）	12	15	18
2 号基準（気体排出口の規制基準）	悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める方法により算出		
3 号基準（排出水の規制基準）	28	31	34

備考 地域の区分

- 第 1 種地域 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居
専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域
- 第 2 種地域 準工業地域
- 第 3 種地域 工業地域、工業専用地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

臭気指数とは、人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化したものであり、具体的には、試料を臭気が感じられなくなるまで無臭空気（水の場合は無臭水）で希釈したときの希釈倍率（臭気濃度）の対数値に10を乗じた値である。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \text{Log}(\text{臭気濃度})$$

公害防止管理者を選任しなければならない特定工場

製造業（物品の加工業を含む）、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業に属する事業の用に供する工場

1 騒音関係

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された地域内にあって、次の施設が設置されている工場

金属加工機械のうち

- （1）機械プレス（呼び加圧能力が 980 キロニュートン以上のものに限る。）
- （2）鍛造機（落下部分の重量が 1 トン以上のハンマーに限る。）

2 振動関係

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された地域内にあって、次の施設が設置されている工場

金属加工機械のうち

- （1）液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が 2,941 キロニュートン以上のものに限る。）
- （2）機械プレス（呼び加圧能力が 980 キロニュートン以上のものに限る。）
- （3）鍛造機（落下部分の重量が 1 トン以上のハンマーに限る。）

3 水 質 関 係

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項の規定による特定施設のうち汚水等排出施設（汚水又は廃液を排出する施設）が設置されている工場の中で、次の施設が設置されている工場

水質関係第 1 種	水質関係有害物質発生施設（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（以下「施行令」という。）別表第1）で、排出水量が10,000m ³ /日以上以上の工場に設置されるもの
水質関係第 2 種	水質関係有害物質発生施設（施行令別表第1）で、排出水量が10,000m ³ /日未満の工場、又は特定地下浸透水を浸透させている工場に設置されるもの
水質関係第 3 種	水質関係有害物質発生施設以外の汚水等排出施設で、排出水量が 10,000 m ³ /日以上以上の工場に設置されるもの
水質関係第 4 種	水質関係有害物質発生施設以外の汚水等排出施設で、排出水量が 1,000 m ³ /日以上 10,000 m ³ /日未満の工場に設置されるもの

4 一般粉じん関係

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 2 条第 8 項に規定する「一般粉じん発生施設」が設置されている工場

5 特定粉じん関係

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 2 条第 8 項に規定する「特定粉じん発生施設」が設置されている工場

6 大 気 関 係

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 2 条第 1 項に規定による特定施設のうちばい煙発生施設（ばい煙を発生、及び排出する施設）が設置されている工場の中で、次の施設が設置されている工場

大気関係第 1 種	大気関係有害物質発生施設（大気汚染防止法施行令別表第 1 の 9 の項、14～26 の項）で、排出ガス量が 40,000 m ³ /h 以上の工場に設置されるもの
大気関係第 2 種	大気関係有害物質発生施設（大気汚染防止法施行令別表第 1 の 9 の項、14～26 の項）で、排出ガス量が 40,000 m ³ /h 未満の工場に設置されるもの
大気関係第 3 種	大気関係有害物質発生施設以外のばい煙等排出施設で、排出ガス量が 40,000 m ³ /h 以上の工場に設置されるもの
大気関係第 4 種	大気関係有害物質発生施設以外のばい煙等排出施設で、排出ガス量が 10,000 m ³ /h 以上 40,000 m ³ /h 未満の工場に設置されるもの

7 ダイオキシン類関係

ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 500 号）第 2 条 1 項に規定する「ダイオキシン類発生施設」が設置されている工場